

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

[警戒宣言時(「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。)の対応措置に関するものとする。]

1 市

- (1) 警戒宣言, 警戒解除宣言及び東海地震注意情報, 東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 避難勧告等に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- (7) 要応急保護者の保護に関すること。
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2 県

- (1) 警戒宣言, 警戒解除宣言及び東海地震注意情報, 東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3 指定地方行政機関

風水害等対策計画編1 総則第5節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

4 自衛隊

風水害等対策計画編1 総則第5節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

5 指定公共機関

風水害等対策計画編1 総則第5節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

6 指定地方公共機関

風水害等対策計画編 1 総則第 5 節「防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

7 市民等

(1) 公共的団体，防災上重要な施設の管理者

- ア 警戒宣言，東海地震注意情報，東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関する事。
- イ 自衛防災体制の確立に関する事。
- ウ 災害発生 of 予防措置に関する事。
- エ 電話・自家用自動車使用 of 自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止 of 協力に関する事。
- オ 市が実施する地震防災応急対策 of 協力に関する事。
- カ 避難に関する事。

(2) 居住者等（居住者，滞在者，その他の者及び公私 of 団体）

- ア 警戒宣言，東海地震注意情報，東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関する事。
- イ 火気使用 of 自主的制限等による出火防止措置に関する事。
- ウ 初期消火 of 準備に関する事。
- エ 電話・自家用自動車使用 of 自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止 of 協力に関する事。
- オ 家庭 of 危険発生予想箇所 of 点検，応急修理に関する事。
- カ 隣保共助による地域防災への協力に関する事。
- キ 社会秩序維持 of 協力に関する事。
- ク 避難に関する事。